

平成 30 年度  
内閣府本府EBPM取組方針

平成 30 年4月

## I. 平成 30 年度内閣府取組方針

政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ(エビデンス)に基づくものとする<sup>1</sup>こと(EBPM)が求められている。内閣府本府では、平成 30 年度において、EBPMの取組を強化していくため、

- 各部局において EBPM に対する意識を高める観点から、検証結果の概算要求への反映も念頭におき、自らの政策の検証を行うこと、
  - 特定の政策領域についてエビデンスの質を高めること、
  - 府省横断的な政策課題について、司令塔として EBPM を引き続き推進すること、
  - 統計等データの利活用環境の整備、人材の確保・育成、ネットワーク構築、政策評価・行政事業レビューとの連携に引き続き取り組むこと、
- 等の各般の取組を進めることとする<sup>1</sup>。

### 1. EBPM の観点からの政策の検証等

内閣府本府においては、事業を所管する全ての部局においてEBPMの観点から政策の検証に取り組む。検証作業を通じて、EBPM に対する意識を向上させるとともに、その過程で、必要に応じ、検証結果を概算要求等に反映する。具体的には、以下の事項に取り組む。

#### ① EBPM 対象事業の選定

全ての事業所管部局は、所管する事業から一つ以上を「EBPM 対象事業」として選定する。「EBPM 対象事業」は、可能な限り以下の3つの観点 A～C に沿って選定する。

(観点A)検証結果を反映できるか

本取組では、対象期間内において、検証を行い、一定の結論を得てそれを政策に反

---

<sup>1</sup> 本取組方針は、内閣府本府においてエビデンスベースの考え方を定着させる一環として定めるものである。したがって、一概に歳出削減を目的とするものではないことに留意する必要がある。

映させることを狙いとしている。したがって、平成 29 年度以前に事業を開始し、同一の事業目的により平成 31 年度も継続を前提に予算要求予定の事業を対象とする。

#### (観点B) 検証コストに見合う事業か

本取組では、EBPM の意義が分かりやすい事業を対象とすべきである。したがって、各部局における EBPM 対象事業は比較的予算規模が大きい事業(目安として1億円以上)、あるいは、予算規模が小さくとも国民生活に影響の大きい政策や国民の関心の高い事案に対応する事業であることが求められる。

#### (観点C) 客観的・定量的な評価が可能か

本取組では、検証の結果を、政策の改善に反映することを狙いとしている。政策の改善の必要性を説得的に示すためには、その根拠となる検証結果が客観的・定量的に得られることが望ましい。このため、そのような結果が得られやすい事業であることが求められる。

### ② EBPM 対象事業の検証

選定した EBPM 対象事業について、別途定める様式にしたがってロジックモデルを作成するとともに、課題把握・目標設定、政策手段の比較・検討、手段と目標の因果関係の検討、効果の測定を行う。合理的根拠政策立案推進室(以下「EBPM 推進室」という。)は、各部局の取組を後押しする観点から必要な事業のヒアリングを実施し、検証内容の確認を行う。なお、検証に活用したロジックモデル等の資料は、原則として内閣府本府HP上に公表し、内閣府内外における EBPM に係る議論の喚起に貢献する。

### ③ 検証結果の概算要求等への反映

#### 検証の結果、

- i) 既存のエビデンスに基づいた分析から、事業の見直し等が必要と考えられたもの、
- ii) 課題認識など事業の根幹となるべきエビデンスが乏しく、事業継続の意義が見出せ

なくなったもの等については、概算要求や現行の事業の実施の仕方等へ反映する。

## 2. エビデンスの質を高めるための取組

政策の立案や実施等にあたっては、手段と達成目標との関係を正確に把握し、適切な検証・結果の反映等を行うことが不可欠であり、そのために必要なエビデンスは質の高いものであることが求められる。しかしながら、内閣府本府における各部局の事業を対象としたEBPMの取組は緒に就いたばかりであり、事業を所管する部局が質の高いエビデンスを得るためには、ノウハウや経験を徐々に積み重ねていく必要がある。

このため、平成30年度においては、1.の取組にほぼ並行し、今後の各部局における取組の参考事例となるよう、一定の政策領域において、外部の有識者の知見も活用しながら、利用可能な統計等データを用いてより正確な因果関係等の分析を試み、より質の高いエビデンス(※)に基づいた事例の創出を目指す。

対象領域としては、内閣府における地方自治体あてに支出がある国庫支出金事業を取り上げる。交付金支出は、広範な領域に影響を及ぼすことに加え、交付金支出とその効果を自治体ごとに把握することで、数多くの分析データを横並びで得やすいと考えられるためである。

エビデンスの質の分析は主としてEBPM推進室が担う。国庫支出金事業を所管する部局は、EBPM推進室の求めに応じ、当該事業に係るデータの提供や、検証結果の政策への反映等に積極的に協力することとする。

(※)エビデンスの質のレベルに係る目安

質が 高い	↑	レベル1	ランダム化比較実験
	↑	レベル2a	差の差分析、傾向スコアマッチング、操作変数法等
		レベル2b	重回帰分析、コーホート分析
		レベル3	比較検証、記述的な研究調査
		レベル4	専門家等の意見の参照

(参考)政策の検証結果の反映、エビデンスの質を高める各取組の年度内スケジュールの目安

本取組方針における1. 及び2. の取組については、以下を目安として進める。

(時期)		EBPM 対象事業の検証等	エビデンスの質を高めるための取組
平成30年	4月 ～5月	・EBPM 対象事業の選定 ・ロジックモデルの作成 ・効果の検証 (各部局)	・候補事業及びその政策効果の測定等に 必要な客観的証拠の利用可能性を 確認(関係部局、EBPM 推進室) ・対象事業の選定 ・ロジックモデルの作成
	5月 ～7月	・EBPM推進チームによる ヒアリング	・関係部局の協力を得てEBPM推進室 において、データに基づいた分析を 実施
	7月 ～8月	検証の結果を概算要求に反映(各部局)	
	(8月末)	(平成31年度予算 概算要求※)	
	9月 ～11月	EBPM 対象事業の選定、検証、 概算要求等への反映の一連のプロセスの 改善点について検討(推進チーム等)	外部有識者の知見を得て、分析の質を 高める
	(12月)	(EBPM推進委員会において、取組事例を報告)	
平成31年	1月 ～3月	・エビデンスに必要となるデータが不足している対象事業については、 次年度以降に向けて対応策を検討し必要な補強を行う(例. 補助金 事業であれば要綱・要領への反映など)。(関係部局等)	

3. 府省横断的な政策課題についての EBPM の推進

経済財政分野では、司令塔機能の発揮により、府省横断的な政策課題について EBPM を推進する。具体的には、「経済・財政再生計画」に盛り込まれた歳出計画等について、必要な統計等データや分析手法等の検討・開発を進め、府省横断的な政策におけるエビデンスの利活用を促す。

また、「経済財政白書」等の各種報告・レポートにおいて、政府の重要な政策に関する

る効果分析を盛り込み、今後の政策のあるべき方向性を国民に分かりやすく示すことで、政府全体としてのEBPMを推進する。

#### 4. 府内外統計等データの利活用環境の整備等

以下のとおり、府内外の統計等データの利活用環境の整備等のための取組を進める。また、各部局において EBPM の取組を進める中で出てくる統計等データに関するニーズ・要望について、関係省庁等に改善要望等として伝える。さらに、内閣府に所在する統計等データの利用者アクセス改善等の取組を進める。

(具体的取組)

・科学技術イノベーション分野では、科学技術イノベーション政策立案のための総合的なデータベース(エビデンスシステム)の構築に引き続き取り組む。30 年度中に政府内利用に向けた検証、31 年度中に政府内利用の開始と国立大学法人・研究開発法人内利用に向けた検証、32 年度中に国立大学法人・研究開発法人内利用を開始する。また、公的統計に係る調査票情報の集約、機械判読可能化を進め、エビデンスシステムにおいて、オンサイト利用を通じた行政機関の職員等が調査票情報を利用した分析を今年度中に開始する。

・EBPM推進室は、各部局がEBPMの取組を進める中で必要とされるデータのニーズを集約し、政策立案総括審議官を通じ、関係省庁等に対し統計等データの改善等を積極的に要請する。

・経済財政分野では、より正確な景気判断を行うために必要とする統計等データについては、政策立案総括審議官を通じ、統計作成府省に対し、ユーザー視点から積極的に整備・改善を要請する。

・内閣府に所在する統計等データに関する情報を幅広く集約する。平成 29 年度に実施した、内閣府に所在する統計データの内容、項目、分量、形式、活用可能性、公開状況等に関する府内調査の結果(行政記録、加工データ、ビッグデータ等も調査対象に含む)を踏まえ、内外ユーザーのアクセス改善に向けた検討を進める。

## 5. 人材の確保・育成

平成 29 年度に EBPM 推進委員会及び統計委員会において策定された「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成 30 年4月 27 日EBPM推進委員会決定)等を踏まえ、内閣府における EBPM 推進人材の確保・育成等のため、以下の取組を進める。

(具体的取組)

・経済社会総合研究所の統計作成、研究、研修の機能を活用し、人材育成のための研修機会等の充実を図る。30 年度は 29 年度に試行的に実施した EBPM 入門研修をより実践的なものにするとともに、研究所が実施する他の研修とも連携することにより、EBPM 推進人材の育成に貢献する。

・大臣官房人事課と経済社会総合研究所が連携し、内閣府における EBPM 推進人材を育成するため、段階的なスキルアップを目指した育成プログラムを実施する。統計・データの概念や活用方法に関する基礎講座や、外部講師を招いた政策形成のための統計・データ分析に関する基礎研修を開催するとともに、より高度な能力を習得するためのセミナー、経済理論研修、留学や大学・研究機関への派遣等の機会を提供する。

・内閣府における EBPM 推進の取組そのものをエビデンスベースとしていく観点から、府内職員向けのアンケートを定期的実施する。アンケートの結果を踏まえ、府内職員の意識改革に向けて必要な施策を講じていく。

## 6. ネットワークの構築等

EBPM への取組における幅広い課題に的確に対応するため、経済財政部局の協力を得て、政策研究者等の専門家や学会等とのネットワーク構築、定期的な意見交換等、各般の取組を推進する。

(具体的取組)

・経済財政分野では、大学やシンクタンク等における講演や経済界との意見交換会等を

通じて、専門家とのネットワークの構築を進める。また、経済財政政策の主要課題に関する調査分析の成果については、関係学会の大会における報告・意見交換や、HPでの公開を引き続き行う。

## 7. EBPM の視点を勘案した政策評価や行政事業レビューとの連携

政策の評価が政策の改善やその後の政策立案につながるよう、政策、施策、事務事業の各段階における EBPM の推進が重要である。このため、大臣官房会計課、同政策評価広報課(両課とも府内 EBPM 推進チーム)の協力を得て、内閣府本府政策評価基本計画及び平成 30 年度の内閣本府行政事業レビュー行動計画に盛り込まれた以下の事項を着実に実施する。

### (政策評価)

統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進する観点から、定量的な評価手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。

### (行政事業レビュー)

事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うとともに、EBPM を推進する観点から、根拠となるデータ・統計等を積極的に活用する。

## II. 推進の体制

内閣府における EBPM の推進は、政策立案総括審議官が総括し、府内各部局の EBPM への取組を EBPM 推進室が支援する。EBPM 推進室は、本年次計画に定める各般の取組が円滑に進むよう、関係部局の協力を得て必要な対応を行う。内閣府本府 EBPM 推進チームは、必要に応じてこれに協力する。



(以上)